

2015 年 5 月 3 日

## 原告準備書面 14

### 認否をしない両被告

前訴小川訴訟に於ける被告小川の答弁書・準備書面等は、被告吉田が作成して、小川書面として陳述された、この私文書偽造を争点Aとして訴訟提起した。  
以下は被告小川の認否留保だが、小川は訴訟能力も書面作成能力もない、小川のいう戸籍改竄事件・一億保険金事件なるものは、組織的事件屋のシナリオに基づく壮大な風説流布事件であり、この作出を基に訴訟事件を偽装した事件屋事件である。

#### 原告の主張に反論する

#### 被告小川の準備書面

原告は 猜疑心・妄想心が激しく物事を自分本位で 解釈して自分の誤りを省みない人である。  
被告は 原告の犯罪・隠蔽工作の為その乱訴に対して認否する必要がないと思っているが 必要に応じて認否する。

本訴訟は覆審であるから、前訴事件の答弁書で足りると主張する被告吉田

#### 第 2 請求の原因に対する認否及び被告の主張 被告吉田の答弁書

- 1、原告は東京地方裁判所立川支部平成 25 年(ワ) 2800 号慰謝料請求事件を提起し敗訴判決を受け、更にこれに対する控訴も棄却されているところ、本件と立川支部平成 25 年(ワ) 2800 号慰謝料請求事件の事実関係は同じであり、本件は立川支部 2800 号慰謝料請求事件の蒸し返しに過ぎない。(乙 1、乙 2 参照)
- 2、原告の請求の原因に対する認否については東京地方裁判所立川支部平成 25 年(ワ) 2800 号慰謝料請求事件被告吉田卓朗の答弁書及び東京高等裁判所平成 26 年(ネ) 第 2810 号損害賠償控訴事件被控訴人吉田卓朗の答弁書(乙 4)のとおりである。
- 3、したがって、原告の本件請求は理由がないから速やかに棄却されるべきである。

## 1、認否をしない被告小川・被告吉田

沈黙とは、相手方の主張している事実に対して、争うことを明かさず、認否をしないことをいう。

沈黙している事実(認否していない事実)については、弁論の全趣旨により、その事実を争ったものと認めるべきときを除き、**自白したものと看做される**(民事訴訟法 159 条 1 項)。

自白が成立した事実については、証拠により立証することなく、裁判所は真実と認めることになる。(民事訴訟法 179 条)。

## 2、両被告の主張する訴権の濫用

両被告は前訴事件の蒸し返しをする覆審であると主張する、本訴訟は前訴提起後に起きた、両被告の共謀した有形偽造(弁論調書捏造)及び、プロバイダ責任制限法に基づく小川掲示板の管理者責任を追及するものである。

また両被告は、原告の訴訟目的は射幸心(金銭目的)と鬱憤晴らしであるから、公序良俗に反する訴権の濫用ともいう。

両被告の主張する濫訴であるならば、訴訟の審査段階で補正命令、または以下の理由で口頭弁論を経ないで門前払いとなる。

### 第 3 当裁判所の判断

原告の本件訴えは、東京地方裁判所八王子支部平成 8 年(ワ)第 7 5 0 号、第 8 0 3 号名誉毀損刑事事件において、被告が虚偽告訴に幫助・加担した事実の確認を求める確認の訴えである。

ところで、裁判所の審理の対象となる「法律上の争訟」(裁判所法 3 条 1 項)というためには、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争である必要があるが、本件訴えは、単なる過去の事実の確認を求めるものであって、原告の具体的な権利ないし利益に直接関わるものということとはできないから、訴えの利益を欠くことになり、不適法な訴えであって補正の余地もないものである。

したがって、民事訴訟法 1 4 0 条の規定を適用して、口頭弁論を経ないで訴えを却下することとし、訴訟費用の負担につき同法 6 1 条を適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所八王子支部民事第 1 部

裁 判 官            桐   ケ   谷            敬            三

上記の判決書の抜粋は、19年前に起きた虚偽告訴事件に幫助した弁護士を被告とする訴状に対して、不適法な訴えとして却下された事件である。

### 3 結語

訴訟提出すると書記官が先ず確認するのは、訴えの利益・損害に関する訴状審査である。

被告吉田は、原告の実名を挙げて詐欺師・犯罪者等とインターネット上で流布を続けている、係争中である書面の提出もせず、小川掲示板で反論・主張せよと喚んでいる。事件屋の裁判沙汰とは、訴訟事件は見せ掛けで、狙いは相手への恐喝示談、訴訟の取り下げ、これらインターネットを使った脅迫・信用毀損にある。

虚偽告訴事件関連から、原告は多くの訴訟沙汰をしているが、訴訟目的は真相の解明であり、対価を伴わない私人間の訴訟提起は出来ない。

原告の提訴目的は相手方の答弁書の認否にあり、この認否の内容で決着が付く、認否から再審請求の新証拠が得られる・そして裁判の取り下げをする、取り下げは過去三件に上る。

本訴訟に於ける訴えの利益とは、原告の請求に対し本案判決をすることが、当事者間の紛争を解決するために有効かつ適切である。

訴外・北詰淳司は、控訴した控訴審口頭弁論に出廷も書面提出もせず、擬制自白した、しかし原審判決に上乘せした勝訴額を得たものの、11頁の控訴判決書には原審以上に詳しい事実認定がされている。

来週に迫った第三回口頭弁論に認否するか否か、例え沈黙しようが北詰のように勝訴の望みはある、また反訴も別訴もあり、民事裁判ゆえの弁論主義は、来るべき刑事裁判では困難であることを自覚されたい。

以上

証拠方法 甲第31号証を提出する。

#### 原告の証拠説明

| 号証 | 標目  | 原本写し | 作成者 | 立証趣旨   |
|----|---|------|-----|--|
| 31 | 立川支部訴訟記録<br>平成25年(ワ)第2083号<br>答弁書の抜粋<br>平成25年(ワ)第914号<br>弁論調書の抜粋<br>平成22年(ワ)第932号<br>判決書の抜粋 | 写し   | 裁判所 | 原告事件の刑事判決書の証拠標目に記された告訴人夫婦・参考人らを順次に民事提訴する真相解明を行った。<br>この結果は、司法警察員調書、検事面前調書は捏造・改竄されている事実は判明した、実刑判決の判断の基礎となる証拠がでっち上げであった。<br>この新証拠を第三次再審請求申立理由の骨子にする、原告の訴訟目的は公益・真実性がある事実。 |